

「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案」及び  
「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」  
に関するパブリックコメントについて

平成20年10月  
海事局検査測度課

**1. 背景**

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく危険化学品のばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（以下「IBCコード」という。）及び国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という。）等により、技術基準が定められており、我が国においてもIBCコード及びIMDGコード等の規定を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）及び船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）等、関連告示に取り入れて安全規制を実施しているところである。

IBCコードは液体化学薬品のばら積運送について規定しており、平成18年12月のIMOの海上安全委員会（以下「MSC」という。）、平成19年7月の海洋環境保護委員会（以下「MEPC」という。）において、新たに査定された物質の追加等を内容とするIBCコードの改正が採択された。今次改正については、平成21年1月1日に発効することとなり、このため、我が国においても液体化学薬品の円滑なばら積み国際輸送を行うことができるよう、この改正内容を国内法令に取り入れる必要がある。

また、IMDGコードは危険物の個品運送について規定しており、国連で策定されている「危険物輸送に関する国連勧告」（以下「国連勧告」という。）の改正等に対応して改正が行われており、平成20年5月のMSCにおいて、環境有害物質の判定基準の追加等を内容とするIMDGコードの改正が採択された。今次改正については平成22年1月1日に発効するが、航空及び陸上における危険物の国際運送規則の改正が共に平成21年1月1日に発効するため、輸送モード間の運送規則の差異による不都合を解消し円滑な危険物運送を行うため、平成21年1月1日までに国内法令に取り入れることとする。

**2. 改正概要**

(1) IBCコードの改正に伴い、次の改正を行う。

① 貨物ポンプ室の消防設備要件の一部変更（危規則第272条）

引火点61℃以下の貨物を運送する総トン数500トン以上の液体化学薬品ばら積み船の貨物ポンプ室に設置が義務付けられていた炭化水素ガス濃度連続監視装置について、引火性ガスを検知する引火性ガス濃度連続監視装置に変更することとする。

- ② 新規物質の追加及び一部物質の要件の変更（危告示別表第8の3関係）  
液体化学薬品として新たに査定された「ペンタエチレンヘキサミン」等、24物質の追加を行う。また、既存の物質について、運送基準の一部変更を行う。

(2) IMDGコードの改正に伴い、次の改正を行う。

- ① 環境有害物質の判定基準の追加（危告示別表第1備考1(4)、備考2(8)関係）  
現在、別表に列挙されていない物質についても、環境有害性を有している可能性が存在することから、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）小委員会にて策定された環境有害物質の判定基準を新たに取り入れ規制対象を明確化させる。
- ② 微量危険物の導入（危規則第11条、危告示第10条、第13条の2の2、別表第1、別表第1備考5の2及び第4号の2様式関係）  
少量危険物よりさらに少量の危険物について、微量危険物の概念を導入し、規定の適用関係を定める。
- ③ 有機過酸化物の標札の変更（危告示第1号様式関係）  
有機過酸化物の標札を国連勧告に合わせた標札に変更を行う。
- ④ 引火性液体類の分類基準の統一（危告示第15条の2、第16条の4及び第19条関係）  
引火性液体類の積載方法等について、引火点を23℃以下としていた基準を引火性液体類の容器等級の判定基準（危告示別表第1備考2(3)(i)）と整合させるため、引火点23℃未満へ統一する。
- ⑤ 新規物質の追加（危告示別表第1関係）  
危険物の運送要件等を定める危告示別表第1について、「硝酸（濃度が65質量%以上70%以下のものに限る。）」等、14物質を追加する。
- ⑥ 液体用IBC容器の要件の追加（危告示第25条の5関係）  
液体用IBC容器について、新たに振動試験による判定要件を導入する。
- ⑦ その他所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

公布：平成20年12月中旬（予定）

施行：平成21年1月1日